

のでありますが、ただ内容的に社会保険制度審議会から答申にかかるものと若干相違を来しておるにすぎない。従いまして実質的には社会保険制度と理解しても間違はないのではなからうかというような考えをとつておるのをごさいます。従いまして厚生年金保険即社会保険制度というような観点からお答え申し上げるならば、これはあくまでも雇用者という前提に立つておりますので、いわば国民全体と申しますか、厚生年金保険におきましては労働者を対象としておるのでありますから、先ほど申し上げました使用主たる国という立場、あるいは公務員制度の一環としての立場という観点とは、その基本的な観点において相当違ふところがあるのではなからうか、かように私どもは考えておる次第でございます。ただ最後に御質問のございました社会保険制度審議会から勧告にかかりますところの年金制度全般の統一性の問題、この問題につきまして最後に御答へ申し上げてみたいと存じます。

私どもの考えといたしましては、いわゆる国民全体を対象とした社会保険制度は一日もすみやかにこれが実現することを希望いたしておるものでございます。同時にまたこのような社会保険制度ができ上りましたときには、たとい公務員でありましたも国民であり、勤労者でありましたも国民、この社会保険制度の適用のうち外ではあり得ないといふことは考へておるのであります。ただ先ほど申し上げましたように、公務員としての特殊性また公務員制度の一環としての観点、こういう観点からものを考へなければならぬといふところも、相当重要な点であらうかと考へ

えるのでございます。従いまして問題は両者間の調整をいかにするかという問題に帰するのではなからうかと思ふのであります。たとえば社会保険制度の最も進歩しておると称せられるイギリスの例をとりましても、一方におきましては公務員の特殊性に対応する恩給制度があり、他方また国民全体を対象とする社会保険制度がある。両方の制度がありまして、しかも両者間において適当、合理的な調整手段を講じておいて、しかも両方相まつて生成発展をいたしておるような現況であること、私どもが研究の結果知つておることでございます。従いまして将来の問題であらうかと思ふのでありますが、イギリスのような両方の制度をつくりまして、両者間において合理的な調整方法を講ずるようにならばいいか、であらうかというような考えを持つておる次第でございます。

○岡委員 国家公務員退職年金法案の御趣旨については十分に承知いたしましたのでありますが、なお聞き漏らしたのかもしれません。あの御意見の中には国家公務員のみならず、地方公務員—その中には教育公務員も含まれるし、また希望するならば、公共企業体従業員もこれに包括し得るものであるという趣旨が述べられてあつたと承知しております。ところが、その趣旨をいまして、国家公務員退職年金法案の立案の趣旨は、やはり中央地方を通じて、また公共企業体従業員も通じての現在の恩給法なり、地方恩給法なり、共済組合制度なり、あらゆる形における複雑な年金制度というものを、一本に少くともとりまとめて行こうという御趣旨なり御努力なりがある

中にあるものと承知いたしておるのであります。かように考へていいのであります。

○慶徳説明員 率直に申し上げます。現在先ほど申し上げました国家公務員法は、国家公務員に対する根本基準でございまして、また現在人事院として与えられておる権限関係からいたしまして、遺憾ながら国家公務員についてのみ権限は存するのであります。地方公務員、公社職員等にまは及ばない体系に相なつておるわけでございます。このような権限等の関係がございまして、国家公務員を中心とした勧告という結果に相なつたのでございしますが、たゞ／＼その間における私どもの研究過程におきましては、もちろん地方公務員、公社職員等につきましてもそれ／＼研究を重ねたのでございまして、従いまして権限外のことにはわたりますことをお許し願ひいたします。簡単にその点につきまして申し上げてみたいと存じます。

先ほど申し上げましたところの憲法の条章は、国家公務員についてのみ適用があるのではなく、地方公務員につきましても同様の建前、同様の適用を受けておりますことは、いまさら申すまでもないことと存するものでございまして、従いまして条文の文句その他におきましては若干の相違があるに過ぎません。地方公務員法におきましても、先ほど申し上げました国家公務員に対する年金制度の根本基準とや同じうする条文があるわけでございます。本来からいいますならば、国家公務員といひ、地方公務員といひ、ひとしく憲法上の公務員であります。以上は、これをすべて打つて一

丸とした、しかもその特殊性に合致した年金制度をつくるということも一つの方法ではなからうかというふうに考へられる点があるかと存するのであります。ただ先ほど触れましたように、新しい年金制度は保険数理を基礎とした長期収支計画を前提としたております。遺憾ながら人事院の立場としていたしまして、地方公務員の給与水準なり給与体系なりあるいはまた職員厚生というような方面に対する具体的なデータをもち合せておりませんので、このような事務的な観点からいたしましても、早急に成案を得ることは困難だといふような、権限等の関係並びに実際の事務的な観点という趣旨をこめて、先ほど御質問のございましたように、たゞ／＼の包括加入という形にいたして勧告をいたした次第でございます。

○岡委員 重ねてお伺ひいたしたいことは、簡単に御答へ願ひたいのでありますが、この勧告の要旨の適用範囲の第二項には、都道府県に所属する地方公務員及び教育公務員である地方公務員は、都道府県ごとに、公共企業体職員は公共企業体ごとに、当該都道府県または公共企業体の希望によつてそれぞれ包括して新年金制度に加入することとが規定されている。この場合これに必要な事項は別に法律で定める、こういうふうな適用範囲の拡大を許容しておられるというところは、結局国家公務員より地方公務員なりまた公共企業体従業員に對しても、やはり統一ある年金制度をもつて臨むことが合理的であるといふお考えから、こういうふうな方針をうたわれたのであるかどうか、その点をお伺ひしておるわけなんです。

○慶徳説明員 率直に申し上げます。御趣旨の通りに考へております。

○岡委員 もしそういたしますと、そこでこれは数字にわたりますが、いろいろな資料があるわけですが、標準的な、たとえば平均的なと申してもいいでしょう、いわば国家公務員の平均的な普通恩給は、最も最近の数字は月額幾らであるか、またこの法律によつて支給され得ると思はれる国家公務員の年金額は一体幾らであるか、この点数字でお示しを願ひたいと思ひます。

○慶徳説明員 はなはだ申訳ないのであります。今実は具体的計数を持つて来ておりませんので、もう少し時間をかしていただきたいと思います。同時にまたその標準のとり方につきましても、いろいろの見方もあるかと思ひます。いろいろの見方もあるかと思ひますので、しばし時間をおかし願ひたいと思ひます。

○岡委員 私どもの方に入つております資料によりますと、現行の恩給制度における二十七年二月末調べによると、文官の普通恩給は年額が五万三千七百七十七円になつております。教職員では五万一千というようになり、監獄あるいはその他待遇職員を平均いたしましたの普通恩給は四万五千五百九十三円、また扶助料は二万七千九百七十円になつております。そこでそれでは保険局長にお伺ひをいたしたいのであります。この改正年金法案によつて、ただちに受給権が発生し授給される本年度内の、たとえば坑内夫についての年金の年額平均は一体どれだけにいたしますか。

○久下政府委員 お答えを申し上げますが、実は個人によりまして年金額が

違いますので、ただいまのところまだ新しい受給者についての平均額はとっておりません。従いまして正確に申し上げることはできない段階でございますが、いずれにいたしましては昨年十二月以降受給権の発生いたしました坑内夫は、この法律がもし国会を通過いたしました成立をいたしましたとき、そのときを押えまして、その前の標準報酬月額が三千円未満でありました者は全部三千円に上げて計算をいたします。同時にまた現行法は八千円という頭打ちがございまして、坑内夫だけの標準報酬は大体八千円くらいになっております。そういうような三千円から八千円という幅の狭い関係がありますことと、標準報酬の低い時代に被保険者であつた期間が数年間ございます。さような関係上非常に高い額にはならないと思つております。予算的には一応年額三万一千円くらいになるものと予定いたしております。具体的な数字はただいまのところまだわかつておりません。

であるかという点を給与局長、保険局長御両者からひとつ承りたいと思ひます。

す。従いまして国家公務員の場合におきましては、二十年未満の退職につきましては、民間の厚生年金プラス退職手当に對比いたしますと、公務員の方がどちらかと言へば多少割が悪い。これに反しまして二十年以上になりまして、さらに勤続年数が長くなつて参りますと、報酬比例方式によつて公務員の恩給制度ができておきます関係からいたしまして、若干公務員の方が有利になつて参る。大まかに申せばこのよう結果に相なります。少くとも民間の厚生年金プラス退職金との対比において考へることが妥当するのではなからうかと、率直に申し上げてかように考へてゐる次第でございます。

ります。そういう意味合いにおきまして、退職金のあるところないところと全体平等に取扱います厚生年金といひましては、退職金の問題は別として適当なところに筋を立ててきめて行かなければならないと思ふ次第であります。

二百六十六万件からあるに對して十六万件かしかしておらないということについて、責任ある御答弁をいただきたく、恩給局長なり官房長官なりの御出席を求めておるのであります。恩給局長の次長が来ておられるということでありまして、ひとつこの際お聞きしたい。

○岡委員　そこで、私どものこれは確かな資料だと思ひますが、この資料によると、こういうふうな現行恩給制度によつて年金をもらう場合は、普通恩給の平均が昭和二十七年四万五千円、これはベースが上つてゐるからまた上つて来るかもしれない、ところがせつかく改正をしても三万円をそこへである、一体民間の労働者と、そうしてまた国家公務員という立場というものは、これは憲法第二十五条によつても、法の前にすべては平等でなければならぬ、そういう原則から見れば著しく不平等な待遇が与えられておる、この不平等は一体何によつて起つておるの

○總務説明員　国家公務員の場合と民間労働者とのバランスという観点からの御質問でございますが、私どもの了解しつかつて研究しているところから申し上げますと、民間におきましては、一方において厚生年金保険の年金給付があるの一方、負担によりますところの退職金制度がございまして、しかもこの退職金制度も、相当企業内容の大きいところにあるとしましては相当多額のものであると承知いたしておるわけでございます。この比較につきましてはいろいろの見方があるかと思ひますのでありますが、私どもの研究によりますと、私どもの方から勧告いたしました新しい年金制度と、さらに民間における厚生年金プラス退職手当、もちろんこれは大体一流どころとの比較でございますが、大体においてそんなに大きな差はないといふふうに大まかに考へておるのでございます。同時に、總体の財源の面からいたしますならば、たとえば公務員の年金制度につきましては大きな目的を前提として定めておられますので、二十年以上在職した者につきましてはもう年金が支給されることになるわけでありまして、二十年未満の者につきましてはきつめて低い、いわゆる一時金を支給する建前をとつております。ところが民間におきましては一時金制度でございますので、二十年以上の者と二十年未満の者との間に大きな断層がないといふような退職金制度のやり方をとつてゐるに押懸いたしておるのでござい

○久下政府委員　私からお答えを申し上げます。總務次長からお話のありましたのと、同じように考へてゐるものがございます。昭和二十七年の労働省の調査によりまして、三十人以上の事業所二万九千四百五十五箇所を調査しておりますが、そのうち二万四千二百二十二箇所、すなわち事業所数にいたしまして八三%、同じくこれを労働者数で申しますと、同じく事業所に働いておられます五百十二万二千七百四十六人の労働者のうち四百六十七万一千十三人、比率にいたしまして九一%の労働者であります。これだけの比率の人たちが、昭和二十七年五月の労働省調査によりまして退職金制度をそれぞれ持つてゐるのであります。従いまして国家公務員につきましては退職金といひますか、あるいは現行では恩給と申しますか、これは、民間労働者について申しますれば厚生年金と退職金といふものが合さつたものと考えてよろしいのではないかと考へてゐるものであ

○岡委員　今お示しの統計なんです。退職金制度を持つてゐる、しかし一方だけだけの退職金を出しているかという退職金の実態を、もう少し調査する必要があるじやないかと思ふので、私どもの知るところでは、相当な重役であれば別といたしましては、一般の労働者といつたしましては、それほどの退職金じやない。しかし一方官公吏は五万数千円、一方厚生年金が三万一千円である。この差を多年にわたつて穴埋めして行くような退職金などというものは与えられていないじやないかという懸念があるわけなんです。もしかりにそういうものが多少あつたといひまして、やはり老後の生活は、国が雇用主となつてゐる公務員であらうと、あるいは地方団体の長が雇用主となつてゐる地方公務員であらうと、あるいは民間産業の労働者であらうと、すべて国民の老後の生活を守るという立場から言つて、そういう不確定な、かつ不均衡な退職金があるからというこゝでもつて、この問題を特に民間労働者については取扱いを低くするといふことは、やはり正しい方法じやないと思ふのです。

そこで重ねて、恩給局長の次長も来ておられるのであります。私がどうして参ります恩給局長に特に御出席を求めておきますのは、軍人恩給の復活に基く恩給局の裁定が非常に少ない。

一つは要するに民間の場合厚生年金の低いのは、三千円から八千円というようなきわめて作爲に満ちた、現実に即さない標準報酬をとおつておられるといふところにあるのではないかと、いふ点を、久下さんから承りたい。それからいふ一つは、現行の恩給法によつてかりに平均五万七千円というものが昭和二十七年の二月に支給されておるが、その恩給に對する公務員の自己負担はこの中でどれだけの額のか、そしてまた国の補助率はどれだけの額であるか、この点も当然おわかりだらうと思ふから、この際ひとつはつきり数字でお示しを願ひたい。

○久下政府委員　前段は私に對するお尋ねでございますが、そういうふうな仰せになりますればその通りでございます。問題は標準報酬といふものを本来事務的な便宜といふことからきめておりますので、実質賃金に合うやうに標準報酬はきめて行くべきものであります。しかしながら一つ一つの大きな制約は、結局標準報酬のわくのきめ方いかんが労使の負担に直接大きな影響を来して参ります関係がありまゝるので、その辺の考慮から従来そういう措置がとられて参つてそのまゝになつておりますし、また今回の措置も実質賃金

○岡委員　そこで、私どものこれは確かな資料だと思ひますが、この資料によると、こういうふうな現行恩給制度によつて年金をもらう場合は、普通恩給の平均が昭和二十七年四万五千円、これはベースが上つてゐるからまた上つて来るかもしれない、ところがせつかく改正をしても三万円をそこへである、一体民間の労働者と、そうしてまた国家公務員という立場というものは、これは憲法第二十五条によつても、法の前にすべては平等でなければならぬ、そういう原則から見れば著しく不平等な待遇が与えられておる、この不平等は一体何によつて起つておるの

○久下政府委員　前段は私に對するお尋ねでございますが、そういうふうな仰せになりますればその通りでございます。問題は標準報酬といふものを本来事務的な便宜といふことからきめておりますので、実質賃金に合うやうに標準報酬はきめて行くべきものであります。しかしながら一つ一つの大きな制約は、結局標準報酬のわくのきめ方いかんが労使の負担に直接大きな影響を来して参ります関係がありまゝるので、その辺の考慮から従来そういう措置がとられて参つてそのまゝになつておりますし、また今回の措置も実質賃金

○久下政府委員　前段は私に對するお尋ねでございますが、そういうふうな仰せになりますればその通りでございます。問題は標準報酬といふものを本来事務的な便宜といふことからきめておりますので、実質賃金に合うやうに標準報酬はきめて行くべきものであります。しかしながら一つ一つの大きな制約は、結局標準報酬のわくのきめ方いかんが労使の負担に直接大きな影響を来して参ります関係がありまゝるので、その辺の考慮から従来そういう措置がとられて参つてそのまゝになつておりますし、また今回の措置も実質賃金

に合つた標準報酬のわくのきめ方というところまで一筆に進み得なかつた事情があるわけでありませう。その結果、給付額におきましてもまたそれを基礎にして計算をされまます関係上、低くならざるを得ないということになるわけでございます。

○八巻説明員 年金恩給に對しまする納金などのくらゐ含まれておるか、つまり国庫に對する受給者の納金があるうちにどれくらゐ含まれておるかという点につきましては、これは全体の予算的に申し上げまますと、昭和二十六年度の予算については年金恩給の總額が八十五億ございましたが、これに對しまして収入に立つております納金が三十五億、それから昭和二十七年におきましては百六億に對しまして三十八億、昭和二十八年におきましては百十四億に對して四十九億というものが歳入に立つております。各個人について申し上げまますと、御承知の通り各毎月俸給の百分の二ずつを納金として納めるといふことになつております。

○岡委員 ちよつと私聞き漏らしたのですが、昭和二十八年には百十九億の恩給の支払いがあつたのでございませうね。そして納付額が五十億余あつたのでございませうか。

○八巻説明員 二十八年におきましては百十四億でございます。これに對しまして歳入の面におきましては四十九億、こゝなつております。

○岡委員 その歳入の四十九億というのは国なり組合なり——国が何らか補填しているものでなく、純然たる給与の中からの源泉徴収としての百分の二が積み積つて四十九億となつておるわけでございますか。

○八巻説明員 その通りであります。○岡委員 そうしますと恩給に對する国の補助率、国の負担といふふうなのははつきりときまらないうで、ただ漠然と納付金に伴ひ不足分を国が負担しておる、無制限に負担し得るのであるという取扱ひになつておるわけでありませうか。

○八巻説明員 その通りであります。○岡委員 それでは厚生年金の今度の改正では、国の負担が二と一割ですか、になつておるわけなんでしょうね。こゝういふ点で国の負担ということになれば、これはやはりわれわれの税金が負担をしておるので、これが特に政府職員と民間産業労働者との間に甲乙があるべきではない、理想的にはさうあるべきだと思つておるのですが、その点今のお話だとすると、かなり食い違ひがあるわけですね。国が雇用者としての負担分があるといへばあるわけですが、さういふ点の食い違ひは具体的に数字でどういふふうになつておるのでしょうか、久下さんの方でお調べになつておれば承りたい。

○久下政府委員 恩給につきましてはただいま質疑応答のありました通りであります。一方国家公務員である雇用人の制度につきましては、御案内のようになつておるわけですが、この厚生年金の給付に當ります部分については給付額の百分の五十五を国が負担するといふ建前になつております。すなわち百分の四十五が本人の負担分であり、国が百分の五十五というので、おおよそ一割相当額を国が負担しておるというところでございまして、現行の厚生年金保険法とその点は調子が合つてお

るわけでございます。厚生年金保険法の坑内夫を除いた一般労働者に對する国庫の負担と調子が合つておるわけでございます。ただ今度の改正におきましては、厚生年金保険法だけ特に一萬八千円に標準報酬のわくを広げます関係上、労使の負担が増し、あるいは過去の年金給付の額を引上げ、あるいは標準報酬を引上げる等、それらのいろいろな事情を加味いたしまして一割五分の負担といふふうにしたわけでございます。その辺は今度もしこの法律が国会を通過いたしますと、さしあたりは国家公務員共済組合法との間にも調子がとれなく、こちらの方が有利になる、さういふ結果になるわけでございます。

なおたいへん失礼でございますが、先ほどお話がございました退職金制度との関連につきまして誤解があるといひませんので申し上げさせていただきますが、私どもは退職金制度があるといふことを前提として、この厚生年金保険制度を考へておるものではございません。これはいろいろ検討いたしましたけれども、結局事業主とその事業所に働いておる労働者との関係においてあるいは協約に基きあるいは協約なしにそれらの事業所においてきめられておるものでございまして、法律的にはこれはいかんともいたしたくない制度であるといふことも一つの事情でございます。私どもとしては退職金の制度の有無にかかわらず、むしろさういふ制度のない小さい事業所がまだたくさんございまして、さういふ人たちのために厚生年金保険制度を合理的なものに組み立てて行くことが必要であるといふ考へ方でやつたものでござい

まするので、その点、繰返して申し上げますならば、退職金制度があるといふことを前提にしてこの制度の検討をし、成案を得たものでないといふことだけを申し上げておきたいと思ひます。

○岡委員 私は国の補助の方はそれで大体わかりましたが、それでは恩給局次長さんからお聞きをし、また補足的には久下さんからお聞きをしたいと思ひますが、さうしますと国家公務員あるいは共済組合に包括されておる地方公務員なり教育公務員について、それぞれ多少差異があるかもしれませうが、支給開始の年齢は一体何歳であるか、または受給権の発生する勤務年限はどれだけであるかといふこと、大体その点をお聞きしたいと思ひます。

○八巻説明員 退職いたしました普通恩給の権利の発生いたします在職年数は、一般の文官につきましては十七年、警察監獄職員につきましては十二年、さういふふうになつておるわけですが、その年齢につきましては若年停止の規定がありまして、四十五歳以下は全額を停止される、四十五歳から五十歳までは五〇％を停止される、それから五十歳から五十五歳までは三〇％を停止される、さうして五十五歳以上がフルに支給を受けられる、さういふふうな制度になつております。

○岡委員 今われわれが審議しております厚生年金保険法では、現行の五十五歳がさらに引上げられて六十歳にならうとしておるわけなんでしょう。そこで公務員等の恩給については四十五歳から支給開始ができるということは、やはり公私を問はず勤労者であるといふ建前に立つておる公務員な

り民間労働者に對する老後の生活の処遇としては、非常に不均衡である、さうお思ひになりませんか、その点久下保険局長から伺ひたい。

○久下政府委員 私は必ずしも不均衡であるとは考へておりません。と申しますのは、もちろんいろいろ議論の余地はあることはあると思ひますけれども、少くとも公務員といふものにつきましては、国家公務員といふ一つの狭いわくの中だけの長い勤務を考へておるわけでありませう。さういふ人たちに對して、それだけの制度の中で年金を支給するといふ場合には、一つの考へ方としてさういふ考へ方もとれると思つてございませう。しかしながら厚生年金保険法の場合におきましては、現在でも七百五十万を越える被保険者がかかえておりますし、また事業所の数から申しましても、二十三万箇所に達するといふことになっておるわけですね。その間に労働者の移動も盛んに行われおるわけでございます。それらの移動のありましますものは全部通算をして全体の被保険者期間を考へて行くわけでございますし、また今度御審議をいたしております船員との間の通算も考へて行くといふことも考慮に入れております。また近い機会におそらく適用範囲の拡張も行ななければならぬ情勢にならうと思ひます。さういふような関連を考へて参りました場合においては、一事業所と申しますか、大きいながらもたかくも一事業所である国の機関に働いておる公務員と、厚生年金制度のようないくつかの適用があるものとは、その辺は違つて考へてよろしいのではないかとさういふふうと思つておるのでございませう。

○岡委員 そこで今の久下さんの御答弁の中で、業種がいろいろあるとか数が多いとかいうことは、これはもう問題じゃないのです。ただしあなたの問題の中で言えば、通算制ができるということなんです。しかし通算制をすればいいのです。問題は通算制をすればいいので、通算制のできないような制度にしておくからこういう不均衡が生れて来るので、不均衡という事実があるというよりは、やはり不均衡なんです。そこで問題は根本的な問題になるわけなんです。慶徳さんなかなかり論議家だから、恩給という概念と厚生年金という概念とは一体どの程度違うのか、そこをひとつはつきり、これは久下さんと慶徳さんのお二人から伺いたい。

○慶徳説明員 たいへん基本的な、まことにむずかしい御質問で、実はお答え申し上げますことが当を得ていないというそりを受けるかもしれないと思うのでありますが、私の私見というようにおつもりで聞き願えれば幸いと存じます。何回も申し上げますように、公務員の年金制度は国たる事業主の立場における一種の損害賠償というふうな観点で考えられておりますので、どうしても社会保障制度理論に立脚いたします厚生年金とは、そのよつて立つところの基礎がどうしても違つて行くのではなからうかというふうに考えられるのでございます。従いまし問題は、先ほど岡先生から御指摘がございましたように、民間労働者とのバランスということが一つの重点であるかと思存じます。その場合に民間労働者といましても、御承知のごとくピンからキリまであるわけでありま

が、国家公務員のこういう施策を考えます場合に、民間企業などの程度の企業を対象として論ずべきか、もちろんこれは政策決定上の重要な点であるかと思ふのでありますが、少くとも退職年金というような問題を考えますときには、やはり大きな民間企業とのバランスということに重点を置かれてよろしいのではなからうかというふうな考え方を私どもはとつておるわけでありま。従いまして民間における大きい企業の厚生年金プラス退職金と、先ほどから申し上げますところの公務員の年金制というものを、具体的に総合して比較いたしてみますと、それほど大きな差はないではなからうかというふうな研究の結果になつておる次第でございます。

○久下政府委員 私からもお答え申し上げます。私は今慶徳次長の言われたことと大体同じなものでありますが、少し内容をわけて申し上げたいと思ひます。私は現在の恩給あるいは人事院が勧告しております公務員の退職年金というものは、二つの要素が入つておるものと考へております。これをかりにA、Bと申しますれば、AプラスBであるというふうな考へておるのでございます。先ほど申し上げましたように、民間労働者につきましては、法律の制度に基づく年金、これをかりにAといひます。Bのあるものとなし事業所とがあるという結果になると思ふのでござい。私どもはこれのAをねらつております。しかしながら私はそれだけであらうといつて、社会保障制度審議会が勧告しておりますように低額の、二千元なり二千五百円あるいはせいゝ三千元の程度がAであつて、あとは一切Bであるべきだといふような考へ方を簡単にとりたくないものでござい。現在私どもが立案を御提案を申し上げております厚生年金保険の年金給付額といふものは、きわめて低いものであるといふ御批判を受けておるのでござい。未来永劫正しいものであるといふ考へ方であつて、これは考へておるものではなく、AプラスBといふものの中のAの占める割合といふものは、日本の経済の進行の状況によりまして漸次かわつて行くべきものであり、増額しては、このAを大きくすることにによりまして、結果におきまして労使の負担を非常に増大することになりま。現在御提案申し上げておる程度にとめておる、こういう考へ方をとつておるのであります。

○岡委員 別に私は国家公務員の退職年金についてお尋ねしたのではないので、恩給といふものの概念と厚生年金といふものの概念は違ふのか違ふないのか、私の理解するところでは、やはりこれは雇用者が国であるか、あるいは民間の事業主であるかということが違ふのだ、いま一つは国家公務員が全体の奉仕者という立場において、一般労働者に認められておる諸種の権利が押えられておるということくらいは、たかゞのものではないか、少くとも老後の生活という立場からその処遇を考へた場合には、できるだけその考へ方で行つた方が正しいのではないかと、そう思うので、そういう点で実はお尋ねしたわけ。そこで今久下さん

○松田説明員 実はILOの勧告の中にござい。熟練労働者と未熟練労働者の賃金に比較いたしまして、その四〇％を越えるものでなければならぬ。老齢年金、退職年金、廃疾年金等につきまして、本人と配偶者一人といふ場合を考へまして、その標準賃金の四〇％を越えなければならぬ、それが最低基準であるといふふうに表示されているわけでございますが、ただ熟練労働者の標準賃金は幾らであるか、未熟練労働者の標準賃金は幾らであるか、それはどういう方法で算定するのであるか、また過去の賃金は最終の賃金であるか、平均した賃金であるのか、そういう技術的な算定方法がはなはだ不明確でございます。今労働省と連絡いたしまして、ILOの方に照会をしまして、精細にどの程度かといふところは出て参りません。

○岡委員 しかしたとえば熟練労働者といへば、まず同一業務に従事している年月が相当大きな要素になると思ふのです。大体坑内夫が十年以上十五年も勤めておるといふことならば熟練工と見ていいわけですが、この一箇月の賃金が、私の見た統計で最終には一万八千七百円くらいなんです。標準報酬で平均して行きますからもうつと少くなるでしようが、かりに一万五千円くらいにはなるわけ。その四割とすれば七千四百くらいになるが、今久下さんのお話では三万一千円にしかならぬ。それはILOの方にいゝ御照会になることもつけようですが、しかしこんな既成事実をつくられるといふことは、これは国際条約に日本の代表も出て、そしてちゃんと承認をして来てる。しかも日本の国会が厚生年金法の改正案をつくつたが、ILOの基準から見ても、常識的に見ても、熟練工もその四割の半ばに満たないものをやるのだといふようなことは、これは国辱だと私は思うのですが、そういう点を一体どう考へていますか。そういう基準を合せて一緒に考へられたことがあるのかしらと思ふのです。

○久下政府委員 私からお答え申し上げますが、ILOの社会保障の最低基準に関する条約は、私の理解いたしますところでは、社会保障に関するいろいろな部門をとりましまして、一応わが国もこれに調印しておるのでござい。全部がこの最低基準に合致するといふことは、必ずしも条約それ自身が予期してないことがわかれるのでござい。九つの部門のうち三つの部門が最低基準に合致しておればこの条約を批准してもよろしいといふような明文がござい。そこらから、さうに考へられるのでござい。

ういう意味合いにおきまして、わが国の現在行われております社会保障制度をこの九部門に該当するものにそれぞれ比較して見ますと、健康保険、失業保険、あるいは厚生保護に関する点、大体この基準に合致しておる給付が現在行われておりますので、そういう意味でこの条約の批准をし得る資格にわが国はあると思つてございまして、条約それ自身が全部をこの最低基準に合せなければいけないと言つてもおらないことを考え合せまして、私どもとしては、もちろんこれに合せることが理想であり、またそうしなければならぬと思つておりますけれども、いろいろ国内の経済事情も考慮いたしまして、漸次この線に持つて行くというような方針をとらざるを得なかつたわけでございます。

○岡委員 それは私もよく承知しておりますので、労災があり失業保険があり健康保険があり等々、もうすでに日本とすれば権威ある機関が調印をするというのですから、国会が批准する、承認するという手続がとられていいのじやないかと思つておりますが、いまだに政府が怠慢でとつておられない。それはそれとして、ただその中にあるこの厚生年金については、国の代表として政府の代表も組合の代表も出かけて行つてオーケーと言つて調印して来ておる以上、やはりその基準に近づけしめて行く努力が必要ではないか。ところが熟練工については最終給与の百分の四十を支給すべきであるというILOのわれわれが認めて来たこの基準から、ほとんど隔たつたような改正にするということでは、やはり日本の国際的な道義上から見てもあなたの方のやり方はいさ

さか欠けるのじやないか、そういう点をどうお考えになるかということを実はお聞きしたわけですが、しかしこれもまあ水かけ論になりますからよしませう。

大臣が来られましたから、この際大臣に何う前に慶徳さんにちよつとお聞きしたいのですが、実はこの厚生年金法では一万八千円が定額になつてゐるのです。あなたの方はこの方専門なんので、たとえば昨年三月一日付の東京都における壮年男子の一箇月の生計費は六千四百円だ、これを地方にならせば五千三百円だなんていうなか／＼緻密な統計をあらゆる資料から出してゐる。そこで厚生年金の定額制一万八千円というふうなものは驚くべき低いものではないか。あなたの方が具体的に統計をとつた壮年男子の一箇月の生計費から見て、特にあなたの方は政府内部でも専門的に御研究のはずだと思つてゐるが、一体あなたの方の立場から見るとなるほど千分の五なり報酬比例制によつて加給されます。しかし定額の一、番大きなあれが一萬八千円というものは、おおよそこれは低いのじやないかと私どもは思つてゐる。特に専門的にこゝろを考へておられる人事院の方の考え方として一体これでもいいのかどうか、その点ひとつお聞きしたい。

○慶徳説明員 たいへんむづかしい問題で、私が答弁しますと自身があるいは当りさわりがあることをおもんぱかるのであります。(大いにあるね)と呼ぶ者あり)率直に申し上げますと、現在の国民の生活の生計費の実態等からいたしますならば、決してこれだけで十分であるとは思へないと思へる以上、率直なお答えではな

からうかと私思ふのであります。ただ私から申し上げるまでもないことであるが、たとえば社会保障制度審議会の勧告にかかれます案件を拝見いたしましたも、一方において理想を追ひますと同時に、他面現実の政策といかに調和をはかるべきかというやうな問題が当然考えられなければならぬと思つてあります。おそろく厚生当局も理想は理想、現実が現実、この現実との調和という点におきまして、まことに御苦心の結果おつくりになつた案であらうと思ひますので、この程度で御了承願へば幸ひと思ひます。

○岡委員 慶徳先生の御訓示は十分拝承いたします。そこで恩給局長にぜひひとつ出てもらいたいのですが、おいでになりませんか。問題をかえてお尋ねしてよろしうございませうか。

○岡委員 厚生大臣がお見えになりましたので伺いたいのですが、きょう突は私、朝の新聞を見ましたのですが、こういう記事が出ておるのです。これは日本経済ですが「旧軍人・軍属の恩給」見通しつかぬ支給」と書いてあつて、中を讀みますと何でも二百六十八万四千六百件について、裁定通知済みが十七万で六・三%にすぎない。もちろんこれは厚生省の直接の責任事項ではないわけですが、しかし一応復員局はこの業務に直接タッチしておられるので、復員局の方でどの程度にすでに裁定というか、通過しておるのかといふその数字、何パーセントやつたのか。それから恩給局長がいられたら、恩給局長では困るが、恩給局次長も御存じだらうから、恩給局は受取

つてなぜこんなに遅れているのかという点。これをひとつお聞きしたいと思ふのです。

○草葉國務大臣 けさの新聞に出ておりました記事並びに從來からこの問題は、実は恩給局及び私どもの方でいろいろと連絡しながら検討いたしておるのでございます。今数はちよつと手元にありませんからいづれまた資料としてお配りさせていただきますが、援護法の実施で一通り――また援護法のひとい該当者は処置を進めておりますが、今度恩給法に切りかわりましたために、従つて恩給法に対するいろいろの書類等の関係から複雑になつて参りますので、これはなるべく事務的に簡単にしながら、この委員会でも御意見等もあり、あるいは強い御希望等も従来からも出ておりましたので、両方で、厚生省が經由官庁になつておりましてからそういう意味におきまして連絡いたしております。最初はそのやうな点で十分に行つていない点は確かにあつたと思ひます。だん／＼とこれの準備の一箇月の件数よりも数等能率を上げ得る状態になつて来ると思ひます。ただ從來の件数から割出しますと何年かかるということになりまして、恩給局の方面でもまた私どもの方の經由いたしております取扱ひにおきまして、そういう点があるいは不十分な書類の発見の率なり、照会の状態なりというものが最初よりも上手になつて来ると思ひます。そういう点で今後事務の連絡の簡捷化等をはかりましてなるべく早くいたして参りたいと思ひておりまして、これは全国的に強い要望と思われ

ますので、また先ほど申し上げましたように本委員会等でも強く御要望になつておりますので、十分その点を尊重いたして努力をいたしたいと思ひます。

○八巻説明員 軍人恩給の裁定事務の進捗につきまして御指摘があつたのでございまして、けさの新聞に出ておりますのは、おそろく行政管理局の監察部の方の監察の結果が土台になつておると思つておりますが、当時二月末日現在の数字は非常に悪かつたのでございまして。その後だん／＼と事務能率も上つて参りまして、四月九日現在の調べによつて申し上げますと、私の方の恩給局で復員局から受付けました件数が軍人関係で約五十万件ございまして、五十万件と申しますと、先ほどお話を二百五十何万件という数字がございましたけれども、現実には受給対象となり得るものは年金におきまして約二百百万件ございまして、そのうちの二割が恩給局で受付け、こういうことになると思ひます。この五十何万件のうちどれだけ処理をして発送をいたしたかと申しますと、三十三万件が現在審査中である、こういうふうな段階でございまして、復員局におきましてもおそろく現在相当審査中のものがあると思つております。いずれにいたしましても各府県世話課なり、復員局、恩給局を通じての申達能力というものはだんだん先が詰まつておると申しますか、事務能力において一定の限界がございまして、逐次この滞留件数をさばいて行くということに努力して参りたいと思つております。このさばけないという理由の一つといたしましては、先

ほど大臣からも御説明になつたと思ひますが、新規の採用職員事務能力が低下してゐる。私の方の例で申し上げますと、非常に龐大な人数を増員したのでございしますが、大体正職員、本職員一人に対して臨時職員が八という割合で構成をいたしております。この臨時職員は大多数は学生か、あるいは学校を出たばかりの人というふうな者でありまして、これの習熟にも相当期間を要する、最近ようやく二、三箇月たち、六箇月くらいたつた者はなれて来てスピードが上つて来てゐる、こういうふうな現状でございします。また私の方の案を申し上げますと、去年の九月に小田原の方から農林省の旧庁舎の方に引越して参りまして、現在農林省の旧庁舎、例の農林ビルの方がだんだんと新築拡張いたしまして、そちらに移行できる範圍で逐次人間を伸ばして行くというふうな關係でございまして、現在千五百五十人のうち約二百人が正職員でございまして、そのあとの九百五十人が臨時職員というふうなかつこうでやつております。ところが現在の能率から申しますと、大体一日五千件から六千件くらいしかさばらない。これを七千件以上持つて行くといふことにいたしませんと、これをさういふはかどりませんので、これをさういふふうを持つて行きますためにはさらに三、四百人の人員をどうしても増員しなければならぬ、それがためには庁舎の關係におきまして、それがためには農林省の方の移動態勢ができて来ませんと人員を増加できない、こういうふうな關係でさうした面的な面あるいは物的な面である、この制約を受けて思うにまかしておらないのでございします

が、だん／＼そういう面において解決に努力をいたしましてこのさばき方も漸次増強して参りたい、さうして御希望に沿いたい、こういうふうな考へておる次第であります。

○青柳委員長代理 ちよつと申し上げますが、大臣は他に御用件があつて十二時に退席したいという希望がありまゝすので、そのつもりで……

○岡委員 ぼくは非常に勘違いをしておると思うのですが、昨年軍人恩給の復活というところでその前の戦傷病者遺家族等の援護法から切りかえられたときには、前法のあの援護法による裁定済みは、昨年の十六国会の御答弁では八割しておると言つておられる。今二百万として、五十万しか恩給局へ行つておられない。八割といへば六百六十万くらいしておられるはずだが、一体これはどこで宙に迷つておられるのか。厚生省の方で宙に迷つておられるわけなんだが、迷つておられるとすれば、どういう理由で迷つておられるのか。

○草葉國務大臣 援護法の方は三月三十一日現在において受け付けた件数が百九十六万六千六百六十七件であります。このうちで裁定済みが百八十九万九千四百三十二件であります。未裁定が六万六千七百三十五件であります。未裁定はまだ七万近くありますが、この多くは資料等の不十分のために実はいろいろ調査をいたしておるのでございします。なるべく早くこれらも解決しなければならぬと存じております。それで恩給關係におきましては、御承知のように厚生省を経由いたすことになつておりますが、この援護法の書類をそのまま恩給法に当てはめると案であるという問題がありますが、これは

本人がどちらを選択するかという――恩給法でも行ける、援護法でも行けるというものもありますし、それから援護法は内縁關係その他実情に合うような御承知のようないふ状態になつておりますが、恩給法へ参りますと、それがいけないという問題もあります。また家族加給が援護法では十八歳だが、恩給法では二十歳というふうな問題もありまゝす。それでただちに同一というわけには参らないので、従つてそれがおのずからわかれて来る。そういう不便と申しますか、實際上の問題がありまゝすために、新しい書類の提出という問題があります。援護法では今申し上げたような状態でありまゝす。

○岡委員 しかしそれにしても一方は百九十万ばかりのものを一応厚生省では裁定しておる、恩給局では五十万しか受け付けておられないということでは、これは六十、七十になつたおじいさん、おばあさんでは目の明るいうちにもお見えせんよ。そんな不親切なことではいかぬと思うのです。それで援護法によるか恩給法によるかというのと、その選択は選択といたしまして、これは厚生省でやつたら恩給局の方でそのまま認めてやるというくらいにしてしまわなければ、これはかわいそうな話だと思ふのですが、さういふわけに行かないのですか。何か法律でもつくつてひとつさういふふうになつてしまつたらどうでしょうか。これはほんとうに氣の毒だと思ふのです。それは厚生大臣ひとつ今度の国会に法律を出してやつてもらいたいと思ひます。

○草葉國務大臣 これは委員会の熱望等もあり、また多くの該当者の熱望がありますので、恩給局と御相談をし、なるべく事務的に簡便にして行く。ただ厚生省で査定したものそのままというときには、法律によつて主務官庁としてつづき恩給局というものが別にできておりますから、いろいろ困難な点があると思ひます。しかし事務的に関与し得べき点は今後とも一層検討いたしまして、御期待に沿うように努力したいと思ひます。ところが、厚生省自身をいたしましては、こちらで査定したものをそのまま出してくれといふことは、いろいろほかの關係もあつて、簡単に参りかねるのではないかと私も存じております。

○岡委員 そういう規則もできないことではないと思ひます。さういふ立法例もあると思ひますから、旧軍人の遺族、戦傷病者に対する障害年金や遺族年金等の支給に關する特例法案などというもので、何とかすてに裁定したものについては無条件でやる、あるいは多少は審査するとしても、原則としてはできるだけ無条件でやるようにして、ぜひとも支給の促進をはかつていただきたいと思ふのです。

○長谷川(保)委員 関連して。先ほどの岡委員の発言の点であります。私の党におきましても重大問題視しております。また各地から私どもに對しまして、どうも恩給を給付されるのに五年もかかるだらうといふので非常に心配をして参ります。もつともしごくだと思ふのです。私どももたとえば地方から申して参りましたのを氣の毒だと思ひまして、復興局に参りましていろいろお世話願うのですが、市ヶ谷の世話課なんか参りまして、女の子が四、五人いるだけで、五、六回われわれが通つてもどうにもならないといふ

○岡委員 最後は四、五の予算に關係して参考までにお聞きをいたしておきたいのですが、これは年金課長の方がいろいろ数字の計算をやつておられると思ひますので、年金課長でつこうです。

○草葉國務大臣 長谷川委員の御趣旨はよく承知いたしました。

○岡委員 今度の改正案を五人以下の事業場にも全部適用するといふことにいたしました。した場合の事業場の数、これはすでに質問が出ておると思ひますが、同時に被保険者の数、またそれに伴う予算は一体どれくらいであるか、推定でつこうです。それから本年度でなくとも、この二、三年の予算でつこうです。それが、それから現行法通りに五十五歳で支給するといふ場合には、予算増はどれくらいになるかといふような点。それから定額を三万六千円とし

ような状態でありまゝす。私は關係の一人としてお聞き願ひたいのであります。が、どうか責任を持つてこれをすみやかに解決するように十分な御努力をお願いしたい。もし政府の方でたゞいま申しましたようなふうで、これが進まないとするならば、私の党をいたしまして議員立法で、先ほど岡委員の申されまゝしたように、恩給局も援護局も同じ政府の機關でありますから、これは便宜一つにしまして進めてもらつて、これは迷惑するのには国民諸君である。五年も待たなければ恩給がもらえないといふことではどうにもしようがありません。私は強く要望いたしますから、どうか政府内部において取上げていただきまして、すみやかに解決していただきたい。

○草葉國務大臣 長谷川委員の御趣旨はよく承知いたしました。

○岡委員 今度の改正案を五人以下の事業場にも全部適用するといふことにいたしました。場合の事業場の数、これはすでに質問が出ておると思ひますが、同時に被保険者の数、またそれに伴う予算は一体どれくらいであるか、推定でつこうです。それから本年度でなくとも、この二、三年の予算でつこうです。それが、それから現行法通りに五十五歳で支給するといふ場合には、予算増はどれくらいになるかといふような点。それから定額を三万六千円とし

た場合には予算増はどれくらいになるかという点。それからもう一つは、国庫が三割の補助を坑内夫にする場合にどれくらいの予算増になるか、推定でつけようですが、これらの点をお教え願いたいと思うのです。

○松田説明員 最初の御質問の五人未満にも及ぼしますと、大抵事業所の数としては百三十万箇所程度ふえるといふふうに考えております。また被保険者の数にしますと、約三百三十万くらいふえると思われます。従つてこれは御質問にはなかつたかとも存じますが、これを扱う人員を考へてみますと、健康保険、厚生年金の窓口を一本にして扱つております関係上、従事員が五千人程度おるわけでありまして、それを扱うためには、同じ割合の能率をもつて計算いたしますと、二万三千人くらい必要になるかといふふうに考へます。

それから第二点は、年齢を現行法通り坑内夫は五十歳、その他の者は五十五歳といふふうにいたしますと、計算上は多少かわらなければならぬわけでございますが、最初は受給者の数が三千二百人程度でございますので、予算には大きな響きはないと存じます。ごく大ざつぱな点でございますが、現在の成立予算が五十七億程度の保険給付費になるのに対して、三万六千円にして計算いたしますと七十二億程度の保険給付費になると存じます。それから国庫負担を増額した場合には、いろいろ給付内容がかわりますと、それに応じまして全部狂つて参りますので、給付内容をどうするかということとを定めた上で計算しないと出て参らぬかと存じます。

○岡委員 いや坑内夫であらうと、何であらうと給付に対する三割負担という原則を立ててしまふのです。そうすると大づかみに言えばその七十何億の三割でいいのです。それでつけようなんですね。

○松田説明員 岡先生のおつしやるところによればそれでよろしいわけでございますが、そこで内容が少し狂つて参りますと、それに従ひまして金額がまた狂つて来るわけでございます。給付をどうするかという細目を全部きめて、老齢年金はすなわち遺族年金にも響いて参りますし、障害年金にも響いて参りますので、その給付内容を一々こまかくきめませんと正確なものを出て参りませんけれども、大ざつぱに申し上げまして今申しました七十二億の何割かといふふうに考へればそれでよいのではないかと存じます。

○岡委員 他の国の立法例を見ますと、日本のは特例かもしれせんけれども、日本でも外国人がこういう条件に合致した場合には、こういう受給権は発生するものなのでしょうね。それからもう一つ、こういうことは年金制度の建前からいへば望ましいことではないのです。こういうわずかなものでありますと、やはりいろ／＼と生活資金にも困つた場合、恩給などでは今度の場合にはうまく行かなかつたようですが、やはり国民金融公庫のわくの中で多少年金受給権というものが担保物件として金融の道も講じられてゐるわけですね。こういうことはやはりあなたの方の方でお考へになつたことがあるかどうか、そういう点積立金と一緒に大蔵大臣その他大蔵省関係の人に来てもらつてよくお尋ねする方がいいと思

います。そういうことをお考へになつた方がいいのではないと思ひますが、そういう点はどうか。

○久下政府委員 お話のような点は私どもは将来の問題としては考へなければならぬと思ひますが、ただいまのところ年金を支給しておりますのが廃疾者であり、あるいは遺族というものがばかりでありますので、生活の重要なかたでありますから、そこまで現在の段階では考へておりません。将来の問題としてはそういうことも考へなければならぬと思ひます。

○青柳委員長代理 本日はこれにて散会いたします。
明日は午前十時より開会いたします。
午後零時十六分散会

昭和二十九年四月十六日印刷

昭和二十九年四月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局